

1. 件名：東京電力ホールディング株式会社 福島第二原子力発電所における廃止措置計画の認可以降の1区分跨ぎケーブルの対応方針について

2. 日時：令和4年6月7日 14時00分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

水野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官、松宮原子力
運転検査官補

東京電力ホールディング株式会社（以下「東京電力」という。）

原子力運営管理部 副長 他1名

5. 要旨

東京電力から、廃止措置計画の認可後のプラント状況を踏まえた福島第二原子力発電所の1区分跨ぎケーブルの対応方針¹について説明があった。

1区分跨ぎケーブルのうち廃止措置計画で認可された性能維持施設及び東京電力の自主管理設備を「維持する設備」とし、「維持する設備」の1区分跨ぎケーブルのうち、短絡時の過熱により延焼リスクのある電力ケーブル（86本）を是正する。

原子力規制庁から以下のとおりコメントしたところ、東京電力から 後日改めて説明する旨の回答があった。

- ・維持する設備としているのに、是正しない理由（廃止措置計画との関係も含めて説明すること）
- ・是正対象以外のケーブルリスト
- ・制御ケーブル、計装ケーブルの火災に対する影響評価

6. 提出資料

資料1：福島第二原子力発電所における廃止措置認可以降の1区分跨ぎケーブルの対応について

資料2：区分跨ぎケーブルについて（補足説明資料）

資料3：福島第二原子力発電所における廃止措置認可以降の1区分跨ぎケーブルの対応方針について

以上

¹ 「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第6号機における不適切なケーブル敷設に係る対応について（追加指示）」